



銀行開業
150周年

手形・小切手の利用実態調査および 全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

2024年1月



一般社団法人
全国銀行協会

本日のテーマ

1

全銀協自主行動計画と足元の状況

2

利用実態調査結果

3

金融界の取組み状況

4

その他、電子化・効率化に向けた取組み

本日のテーマ

1

全銀協自主行動計画と足元の状況

2

利用実態調査結果

3

金融界の取組み状況

4

その他、電子化・効率化に向けた取組み

全銀協自主行動計画策定の経緯

- 2020年12月、政府の成長戦略会議が取りまとめた「実行計画」において、「産業界及び金融界による『約束手形の利用の廃止に向けた行動計画』の策定を検討し、取組を促進する」旨が明記、公表された。
- 上記を踏まえ、2021年4月、全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」を設置（以下、「全面電子化検討会」という。）。
産業界・関係省庁と金融界が連携して手形・小切手機能の「全面的な電子化」を最終目標とした取組みを強化するために、必要な検討を行っている。
- 2021年6月18日には、「成長戦略実行計画」において、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」ことが閣議決定された。
- 上記を踏まえ、全面電子化検討会において、2021年7月19日、「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」を策定（その後、環境変化を踏まえ2022年6月17日に一部改定）。
「2026年度末までに全国手形交換所（※）における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とし、その実現に向けた手形・小切手の電子化推進策を取りまとめた。
※2023年11月の自主行動計画の改定により、2022年11月に交換決済を開始した電子交換所に目標対象を変更
- 現在、産業界・関係省庁とも連携しつつ、手形・小切手の全面的な電子化の実現に向けて取組んでいる。

全銀協自主行動計画の全体感

【本検討会】

- 取組事項(右記)および評価項目(以下)を検討し、本行動計画を策定

- 手形・小切手の持帰枚数および発行枚数の減少状況
- 手形・小切手の発行手数料、取立手数料等の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無
- 電子的決済サービス※に係る手数料の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無
- 電子的決済サービスの利便性向上(改善)策の検討有無
- 電子的決済サービスの導入支援の実施有無
- 公的支援の活用を含む事業者への資金繰り支援の状況

※ 電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込

【各金融機関】

- 決済に関連する手数料体系の見直し
- 電子的決済サービスの普及促進
- 事業者に対する資金繰り支援

【全銀協】

- 参考事例の紹介など周知強化
- 関係省庁等との連携による産業界への働きかけ

【関係省庁】

- 業界団体等を通じた産業界における取引慣行の見直しや電子的決済サービスの積極的な活用の勧奨
- 産業界における自主行動計画への不参加業種に対する参加促進

Plan

(計画策定)

Do

(施策実施)

Act

(見直し・改善)

Check

(評価・検証)

目標：2026年度末までに電子交換所における交換枚数（手形・小切手）をゼロにする

【本検討会】

- 毎年のフォローアップ(3月)
- 中間的な評価を踏まえ、本行動計画の見直し要否を検討(2024年度)

【各金融機関】

- 評価項目の実施状況の確認・報告

【各業態(金融界における関係団体)】

- 各金融機関の顧客特性等に応じたきめ細かいフォローアップ

【本検討会】

- 金融界における取組状況の取りまとめ
- 各業態および都市銀行等におけるフォローアップ結果を踏まえた総括的なフォローアップ

手形・小切手を巡る外部環境

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

(IV. GX・DX等への投資 5. DX (3) DX投資促進に向けた環境整備 ⑨中小企業等のDX)

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

(第3-2 各分野における基本的な施策 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル明化

(3) 相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引(受発注・請求・決済))

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、(中略)関係事業者による取組を後押しする。

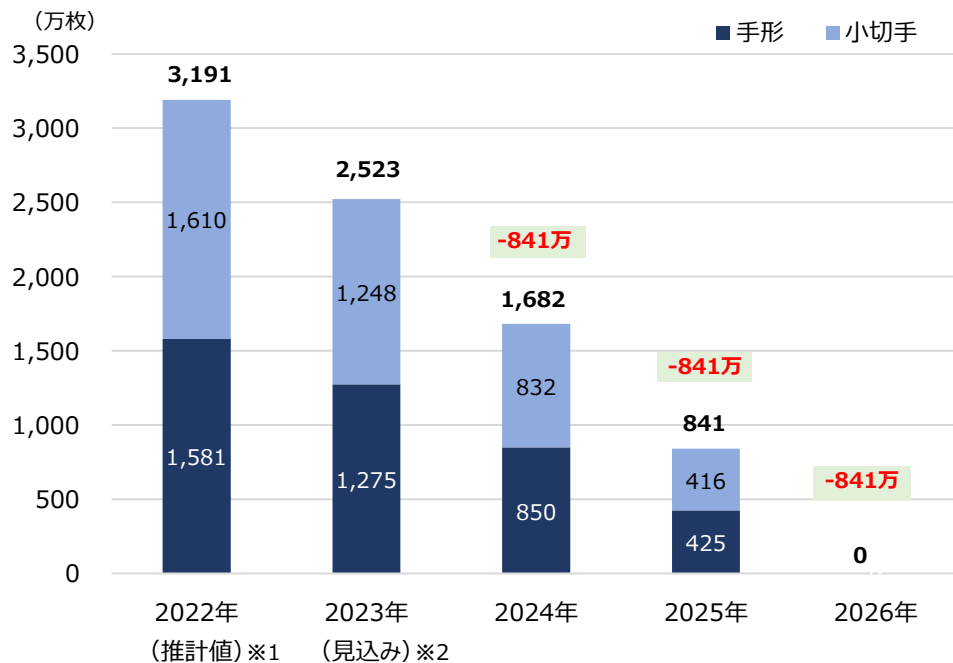
全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」(2023年11月改定)

2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする

足元の手形・小切手の交換枚数の状況 (2023年10月31日 全面電子化検討会資料より)

- 電子交換所における2023年1月～9月の交換枚数は1,892万枚（手形956万枚+小切手936万枚）。これを12か月に引き延ばすと、2023年の交換枚数の見込みは2,523万枚（手形1,275万枚+小切手1,248万枚）。
- 2026年度末までにゼロにするためには、毎年841万枚（手形425万枚+小切手416万枚）減らしていく必要。

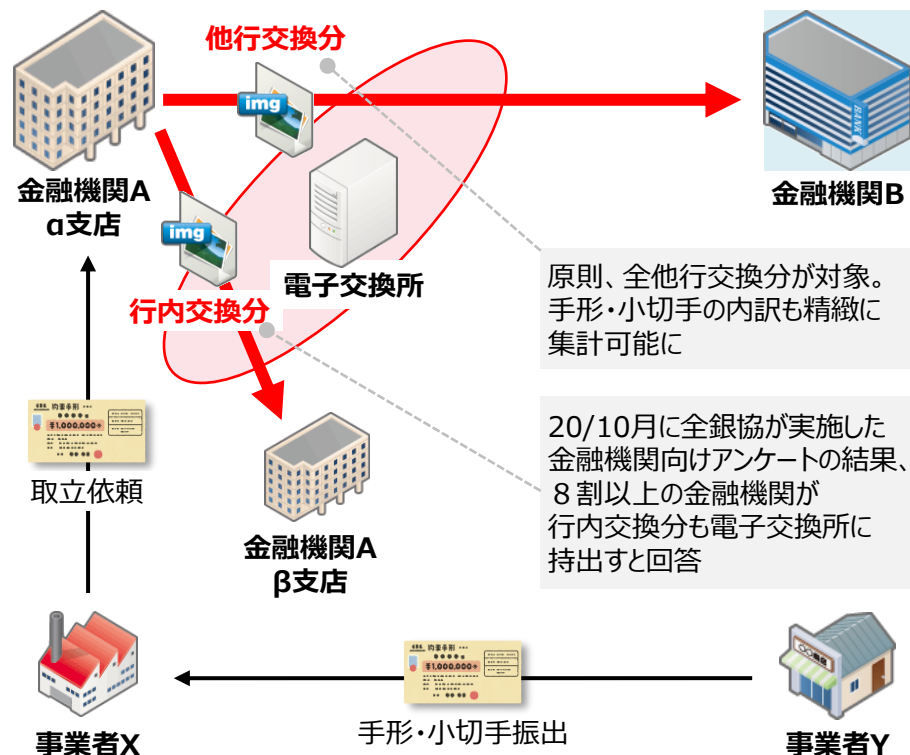
電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※1 2022年の全国手形交換所の交換枚数 (3,203万枚)、2018年のアンケート (自行交換比率 (手形21%、小切手26%))、電子交換所における2023年1月～9月の手形・小切手の割合 (39.0%、37.2%) をもとに推計

※2 電子交換所における2023年1月～9月の手形 (956万枚)・小切手 (936万枚) の交換枚数をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



1

全銀協自主行動計画と足元の削減状況

2

利用実態調査結果

3

金融界の取組み状況

4

その他、電子化・効率化に向けた取組み

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

手形の利用意向調査結果

- 手形は、振出側の8割・受取側の9割が「やめたい」意向。「やめたくない」意向の利用者は振出側2割・受取側1割。やめたくない理由は、「慣習・経理事務変更への抵抗感」「やめる必要性を感じない」等。

振出

やめたい	5割 (コストや手間が主な理由)	
	やめられないが、やめたい	3割 複数回答可
5割 ・受取側が手形による支払いを希望		5割
4割 ・電子記録債権にしたいが受取側が利用していない		4割
やめたくない	3割 ・経理事務を変更することに抵抗がある	3割
	2割 複数回答可	複数回答可
	6割 ・経理事務を変更することに抵抗がある	6割
	4割 ・手形での支払いをやめる必要性を感じない	4割
	3割 ・電子記録債権よりトータルの費用が安い	3割

受取

やめたい	5割 (コスト、サイト(資金繰り)、不渡リスクが主な理由)	
	やめられないが、やめたい	4割 複数回答可
7割 ・振出側が手形による支払いを希望		7割
3割 ・電子記録債権にしたいが振出側が利用していない		3割
やめたくない	2割 ・自社の慣習、経営層の考え方	2割
	1割 複数回答可	複数回答可
	6割 ・手形での受取をやめる必要性を感じない	6割
	3割 ・裏書譲渡ができる 電子記録債権も譲渡可能	3割
	3割 ・経理事務を変更することに抵抗がある	3割

小切手の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- **小切手は、振出側の6割・受取側の8割が「やめたい」意向。**「やめたくない」意向の利用者は振出側4割・受取側2割。
やめたくない理由は、「セキュリティや資金繰りが不安」「紙の方が手間がかからない・安い」等。

振出

やめたい	3割	(コストや手間が主な理由)	
	3割		複数回答可
やめられない	6割	・受取側が小切手による支払いを希望	6割
	3割	・受取側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	3割
	3割	・電子的決済サービスのセキュリティが不安	3割
やめたくない	4割	実際は小切手の方が業務プロセス数が多い(後述)	複数回答可
	6割	・振込等と比べて手間がかからない	6割
	6割	・多額の現金の取扱いが不要 振込も同様	6割
	6割	・電子的決済サービスよりトータルの費用が安い	6割

受取

やめたい	3割	(コストや手間、(振込と比較して)資金化に時間がかかることが主な理由)	
	5割		複数回答可
やめられない	9割	・振出側が小切手による支払いを希望	9割
	1割	・振出側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	1割
やめたくない	2割		複数回答可
	5割	・商品・サービスの引渡しと同時に支払いを受けられる	5割
	5割	・多額または端数の現金の取扱いが不要 振込も同様	5割
	5割	・(手形と比較して)短期間で資金化が可能	5割

1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

金融機関における取組み事例

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート ■ でんさいサポートデスク活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート ■ EBヘルプデスク活用
地銀業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ でんさいネットセミナー周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専担者によるIB導入・操作サポート ■ ■ 簡易版法人IB(月額利用料無料)提供 ■ 法人IB手数料無料キャンペーン実施
第二地銀業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ でんさいネットセミナー周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ 法人IBサポートデスク活用 ■ 法人IB手数料無料キャンペーン実施
信用金庫業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ■ 顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート ■ でんさいサポートデスク活用 ■ でんさい手数料無料キャンペーン実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ 法人IBサポートデスク活用
信用組合業態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ でんさいネットセミナー周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ 法人IB手数料見直し ■ 法人IB手数料無料キャンペーン実施

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

各関係者における今後の取組み

- 手形・小切手の利用者の多くは「やめたい」意向。しかしながら、一部の「やめたくない」利用者のために、「現時点で、電子化予定なし」の利用者が全体の半数を占める。**やめたくない主な理由は、「**慣習・経理事務変更への抵抗感**」「**やめる必要性を感じない**」「**紙の方が手間がかからない・安い***」等の意見が確認された。

* 今次利用実態調査結果等によると、基本的には電子化した方が手間が減り、利用者全体としてコスト削減効果が見込まれる
- さらなる電子化推進にあたっては**利用者の理解促進が不可欠**であり、政府・産業界・金融界による**一層の周知活動が重要**。

例えば、政府や、全国の商工会議所・業界団体などの産業界が、各種会合等で周知の機会を確保して金融界に連携、全銀協・でんさいネット・個別金融機関等が、今次調査結果や電子化の意義・メリット等を説明する等の対応が考えられる。
- なお、手形・小切手や電子的な決済サービスの提供主体である金融界は、周知活動に加えて、導入支援・利便性向上、経済効果拡大等、多面的に取り組む必要。

利用者の実態	周知活動案
<ul style="list-style-type: none"> 全面的電子化の取組みを知らない 現時点で、電子化予定なし 自社の慣習、経営層の考え方 経理事務の変更に抵抗感 やめる必要性を感じない 紙の方が手間がかからない、トータルの費用が安い 	<ul style="list-style-type: none"> <p>■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全面的電子化、利用廃止を目指していることを全利用者に認識してもらう。 <p>■ 業界ごとの自主行動計画の再周知、フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> - 手形・小切手利用者の7割が自主行動計画を知らない（MURC報告書P.65） <p>■ 今次利用実態調査結果等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> - 利用者の多くは「やめたい」意向であること - 電子化することによる利用者全体のコスト削減効果 - でんさい利用企業の声

全銀協における広報活動について②

- 2023年9月以降、各地の商工会議所等の業界団体において手形・小切手の電子化に関する説明を実施。
- 今後も引き続き説明希望の寄せられた団体に対して、金融界が登壇し手形・小切手の電子化に関する説明を行っていく。

説明資料（イメージ）

実績・予定（2023年12月時点）

年月	説明場所
2023年9月	<ul style="list-style-type: none"> 日本商工会議所 日本印刷産業連合会
2023年11月	<ul style="list-style-type: none"> 関商工会議所 堺商工会議所 多摩商工会議所
2024年2月（予定）	<ul style="list-style-type: none"> 東村山商工会 徳島県中小企業団体中央会

※変更となる可能性があります

★商工会議所等の業界団体において手形・小切手の電子化に関する説明のご希望ございましたら、当協会にご連絡ください。ご希望の場合、本セミナーアンケートの自由記述欄に「全銀協連絡先希望」の旨ご記載くださいますようお願いいたします。（なお、具体的なご予定はないものの、まずは当協会の連絡先だけご希望される場合でも、ご遠慮なくご記載ください。）

金融界でお取引先等への手形・小切手の電子化に関する認知向上のお手伝いをさせていただきます。

2023年度の金融機関における全面電子化に向けた施策①

- 3メガバンク等の一部の銀行では、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止をウェブサイトに公表。
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- 企業・事業者との取引において小切手を電子化した場合の当座預金からの出金について、引き続き小切手の利用が必要になるケースがあるが、金融機関によっては、小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード等）によって、出金を可能とする施策を実施（詳しくは取引先金融機関にご確認ください）。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース

SMBC
三井住友銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

当座勘定を新たに開設するお客さまについて、手形小切手の発行を停止します

2023年10月2日（月）以降に当座勘定を開設されるお客さまについて、手形・小切手の発行を停止します。当座勘定からの現金出金が必要なお客さまは、当座勘定開設時に法人キャッシュカード（当座）をお申し込みのうえご利用ください。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します

2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客さまは2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

https://www.smbc.co.jp/notice/20230804_denshika.html

2023年9月21日
株式会社三菱UFJ銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

1. 新規開設される当座勘定について、手形・小切手の発行を停止します
2024年1月4日（木）以降に開設いただく当座勘定を対象に、手形・小切手の発行受付を停止します。対象となる当座勘定からの現金出金が必要となる場合におかれましては、当座勘定開設時に当座キャッシュカードをお申し込みのうえご利用ください。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します
2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまにおかれましては、2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。また、2024年1月以降に、2027年4月以降を期日とする手形を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

https://www.bk.mufig.jp/info/pdf/20230921_tegata_kogitte_denshika.pdf

MIZUHO みずほ銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

金融界は、政府で議決された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化をめざします。これに伴い、みずほ銀行では、手形・小切手に関し、以下の対応を実施いたします。

当座勘定を新規で開設いただいたお客さまについて、紙の手形・小切手の発行を停止します

2024年1月4日（木）以降に当座勘定を新規で開設いただいたお客さまについて、紙の手形・小切手の発行を停止します。当座勘定からの現金の払い出しが必要なお客さまにおかれましては、当座勘定開設時に法人キャッシュカードをお申し込みのうえご利用ください。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立を停止します

2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする取立手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）の代金取立（期日管理）を停止します。（預金入金扱いの引き落とし取り扱いが可能です。電子交換に参加していない金融機関を支払地とする手形・小切手等の取立についてはお取引店にご相談ください）
2027年4月以降を期日とする取立手形等の受付は、2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みいただく必要があります。

https://www.mizuho.co.jp/corporate/oshrase/check_digitize.html

2023年度の金融機関における全面電子化に向けた施策②

各銀行のウェブサイトのニュースリリース

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
〒810-0693 福岡市中央区大濠1-8-3
https://www.fukuoka-fg.com/

News Release

2023年11月13日

手形・小切手の全面電子化に向けた取り組みならびに 手数料の改定・新設について

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（取締役社長 長島 久、以下「FFG」）は、キャッシュレスやペーパーレスといったデジタル化の進展や、持続的な金融サービスの維持・向上を図るため、このたびFFGグループ3行（福岡銀行、熊本銀行、十八親和銀行）で下記の取り組みならびに手数料を改定・新設しますので、お知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の全面電子化に向けた取り組み

- 現在、手形・小切手の全面的な電子化に向けた検討が全国で進んでおり、金融界は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標を掲げています。
- 今回、FFGでは当座預金の新規開設停止など、手形・小切手の電子化を促進するための取り組みを実施します。これまで紙ベースだったお手続きを、手続き簡素化やコスト削減、紛失・盗難リスクの回避などさまざまなメリットがあるデジタルサービスへシフトさせていきます。
- 併せて、電子化に伴う手形・小切手の交換枚数の減少や資源高などによるコスト増加を踏まえ、手形・小切手発行手数料の改定を実施いたします。
- 今後も各種商品・サービス品質の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(1) 手形・小切手発行手数料の改定

対象取引	手数料（税込）			適用開始日
	改定前	改定後	改定幅	
手形・小切手発行手数料 （1冊：50枚様）	1,100円	5,500円	+4,400円	2024年5月20日(月)

同日以降注文される手形・小切手帳に対して改定後の手数料を適用します。

改定後の手数料の適用開始日直前は注文が集中し、お渡しが遅くなる場合がございます。余裕をもって注文いただきますようお願い申し上げます。

(2) 当座預金の新規開設の停止

＜適用開始日：2024年2月1日(木)＞

- 既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

(3) 期日が2027年4月以降の手形・小切手の取立受付の停止

＜適用開始日：2024年2月1日(木)＞

- 2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年1月31日までに取引店でお手続きください。2024年2月1日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払提示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

https://www.fukuoka-fg.com/news_info_pdf/2023/202311_13_release2.pdf

2023年11月20日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行
株式会社 みなと銀行

- 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了します
2024年4月1日(月)より、すべてのお客さまを対象に2027年4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む)について、代金取立の受付を終了します。
- 一部の当座預金について新規口座開設の取り扱いを終了します
2024年1月4日(木)より、個人当座勘定、専用約束手形当座勘定^{※1}、コマース決済ペーパー専用当座勘定^{※2}の新規口座開設の取り扱いを終了します。なお、個人のお客さま向けの普通預金口座は各社アプリにて開設いただけますのでご利用ください。
※1 割賦商品の購入等のためりそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行を支払場所として振り出した手形のみを決済するための口座。
※2 企業が機関投資家等から資金調達を行うための手段であるコマース決済ペーパーのみを決済するための口座。
- 新規口座開設された当座預金のうち一般当座勘定は手形・小切手の発行を終了します
2024年1月4日(木)以降、新規口座開設された一般当座勘定を対象に手形・小切手の発行を終了します。対象となる当座勘定から現金出金が必要な場合は、別途キャッシュカードのお申込みが必要となります。

https://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/de_tail/20231120_3202.html

常陽銀行 | MEBUKI

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ

政府は2026年度末までに「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」を行う方針を決定しています。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しました。こうした背景を踏まえ、当行では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。

- 当座預金の新規口座開設を停止します
新規口座開設停止日：2024年3月1日(金)
※すでに口座開設済みの当座預金については、引き続きご利用いただけます。
- 2027年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形等の代金取立受け付けを停止します
2024年3月1日(金)より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、期日管理が必要な代金取立の受け付けを停止します。
・ 該当の手形等をお持ちのお客さまにおかれましては2024年2月29日（木）までにお取引店へお持ち込みください。
・ 2024年3月以降に2027年4月以降を期日とする手形等を受入れた際は、支払提示期間中（注）にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

https://pdf.irpocket.com/C8333/gX9u/AWVR/MUXR.pdf

77 七十七銀行
News Release 2023年12月6日

Vision 2030
未来を切り拓くリ・ディングカンパニー

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた手形・小切手発行手数料の改定等について

株式会社七十七銀行（語取 小林 英文）では、政府・産業界・金融界が丸一となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、2024年4月1日より手形・小切手発行手数料の改定をはじめとした下記の取組みを行うことといたしましたので、お知らせいたします。
今後もお客さまに満足いただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手発行手数料の改定

(1) 改定内容（消費税別）

種類	単位	改定前	改定後
小切手用紙交付手数料	1冊	2,200円	5,500円
約束手形・為替手形交付手数料	(50枚)		

(2) ご案内

今回の手数料改定は「手形・小切手の全面的な電子化」を目的としておりますので、実施日より前に通常のご利用枚数に比して大量のご注文を承った場合、お断りする場合がございます。

2. 払戻請求書による当座預金出金の取扱開始

小切手の振出を必須（一部取引を除く）としていた現在の取扱いを見直し、払戻請求書（出金伝票）による取扱いを開始します。但し、お取引は口座開設店に限ります。
なお、小切手による払戻しにつきましては引き続き受付しております。

＜イメージ＞

当座預金欄を追加し、普通預金と同じ払戻請求書により当座預金の払戻しが可能となります

3. 当座預金口座開設の新規受付停止

当座預金（専用約束手形口当座勘定（マル専）を含む）口座開設の新規受付を停止いたします。実施日以降は決済用普通預金等をご利用いただきますようお願いいたします。
なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

https://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/23120601_tegata_kogitte.pdf

まとめ

- 足元、物価高や人手不足で企業の倒産が急増。
- 手形・小切手の電子化は、業務効率化・生産性向上、コスト削減の効果あり。利用者の多くは紙の手形・小切手の利用をやめたい意向。
- 中には、「取引先が電子化に対応困難」「長年の慣習・事務を変えることへの不安感・抵抗感」の声もあるが、電子化した事業者は総じて「手形・小切手をやめて良かった」という反応。
- 23年6月、国も「手形・小切手の利用廃止」の方針を決定。手形帳・小切手帳の製造業者の中には製造中止の動きも。
- 是非、早期の電子化を取引金融機関にご相談いただきたい。

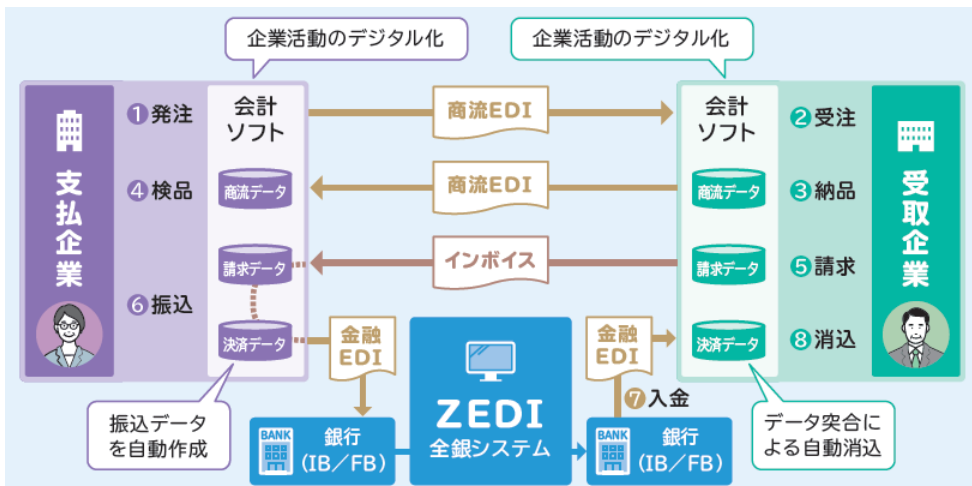
1	全銀協自主行動計画と足元の削減状況
2	利用実態調査結果
3	金融界の取組み状況
4	その他、電子化・効率化に向けた取組み

全銀EDIシステム（愛称：ZEDI / ゼディ）

- 2018年12月25日に稼働を開始した、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が提供するデータ連携システム。
- ZEDIの導入によって、総合振込に添付された請求データを相手先に連携することが可能となり、バックオフィス業務の効率化・生産性向上を実現することができます。
- 全銀ネットはインボイス制度などさまざまな取組みとも連携するとともに、ZEDIへの連携に対応した製品・サービスの開発促進を目的に、ソフトウェアベンダ等を対象とした助成プロジェクトを実施しています。

ZEDIの活用イメージ

- 受発注・請求から決済までをデジタル化し一気通貫でデータ連携。
- バックオフィス業務の自動化・効率化が進み、人手不足の解消と生産性の向上が可能となるほか、経営状態（資金繰り）の見える化にも繋がります。



インボイス制度との連携

- デジタルインボイスの標準仕様をベースとして、業界横断的にデータ連携するための金融EDI情報標準として「DI-ZEDI（ディーアイゼディ）」を制定。
- 「DI-ZEDI」は、政府相互運用性フレームワーク（GIF）における金融分野 消込データモデルのベースにもなっています。
- 「DI-ZEDI」対応の会計ソフト等を利用することで、取引先企業の業種等を気にすることなく、請求・決済データの連携が期待できます。

デジタルインボイス・決済連携サービス開発助成プロジェクト

- ZEDIへの連携に対応した製品・サービスの開発を促すため、ソフトウェアベンダ等を対象とする助成プロジェクトを実施。
- 助成先として、18事業者を選定（2023年7月1日時点）。現在、各事業者は、助成申請内容に沿った開発を実施中。

（助成先事業者の一覧）

<https://www.zengin-net.jp/zedi/zyosei/>

税・公金の電子納付の推進

- 全銀協は、企業や個人が金融機関窓口等で納めている税金や公金の電子納付を推進しています
- 電子納付に切り替えることで、企業の負担軽減・業務効率化が見込めます

- このようなお悩みはありませんか？
 - 税金や公金の支払いのために金融機関へ行くことが手間。しかも、いつも混んでいる。
 - 税務手続のためにリモートワークが進まない。
- 税金や公金は、窓口納付以外にも、電子納付が可能です。電子納付に切り替えることで、負担軽減・業務効率化が見込めます。

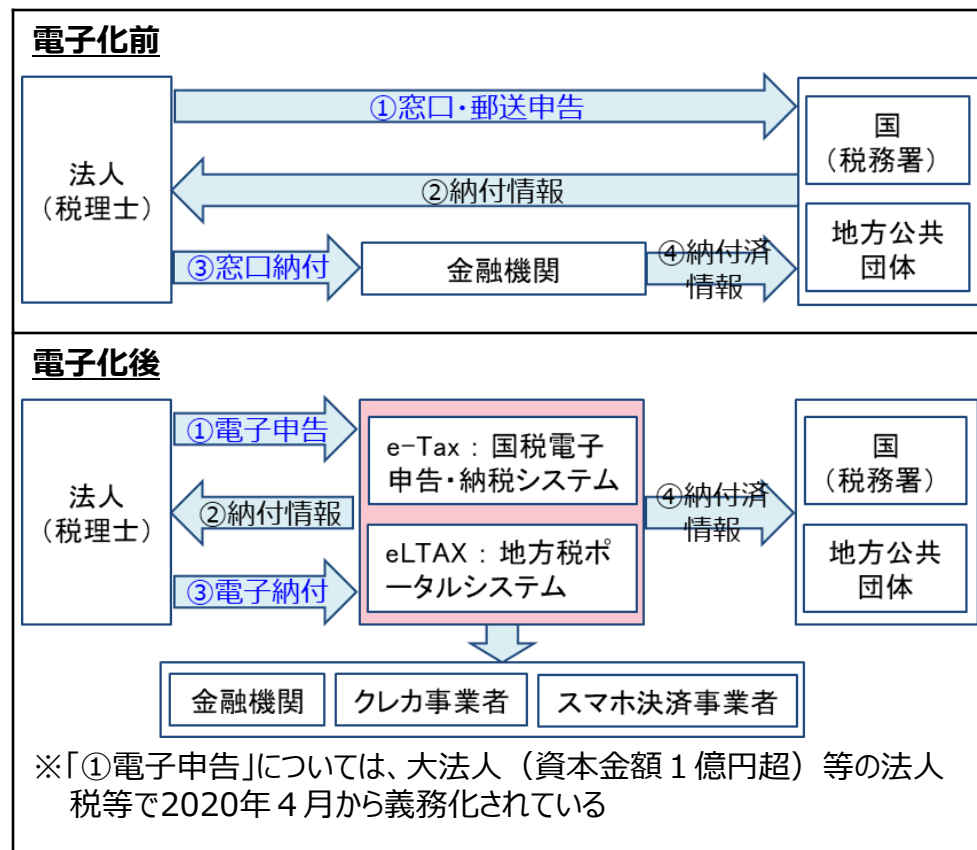
【主な税・公金の種類】

国税	所得税、法人税、消費税、印紙税
地方税	法人住民税、法人事業税、個人住民税(特別徴収分)
公金	労働保険料、厚生年金保険料、介護保険料

【窓口納付と電子納付の種類】

窓口納付 (書面・対面・現金)	電子納付 (デジタル・非対面・キャッシュレス)
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関窓口納付 行政機関窓口納付 コンビニ店頭納付 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替 ダイレクト納付 Pay-easy (ペイジー) クレジットカード納付 スマホアプリ納付

【税務手続の電子化イメージ】



税・公金の電子納付の推進

- 特に、毎月の源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）等、納付機会の多い税金はe-TaxやeLTAXの「ダイレクト納付」がおすすめです

税・公金の種類（主なもの）		納付頻度	おすすめの電子納付方法	メリット
国税	源泉所得税	毎月	e-Tax（ダイレクト納付）	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の窓口に出向く必要なし インターネットバンキング契約不要／手数料不要 日付を指定して納付することが可能（即時も可） 地方税の個人住民税（特別徴収分）は、全地方団体への一括納付（まとめ納付）が可能
	法人税、消費税	決算申告月		
地方税	個人住民税（特別徴収分）	毎月	eLTAX（ダイレクト納付）	
	法人住民税、法人事業税、事業所税	決算申告月		
	固定資産税、都市計画税、（軽）自動車税	毎年 4～6月	eLTAX（「地方税お支払いサイト」での納付）	
公金	労働保険料、厚生年金保険料	毎月	口座振替	

- 固定資産税や（軽）自動車税は、2023年4月からQRコード付納付書が発行されており、それを読み取ることで簡単に納められるようになりました



ご清聴いただきありがとうございました